

持家建設促進奨励金 が延長されます！

平成22年度から3年間実施しておりました、持家建設促進奨励金が1年間延長されます。

この制度は、持家の建設を促進し町民皆様の住環境の向上と町内経済の活性化を図ることを目的として、町内業者により住宅を新築される方に対し奨励金を交付する制度です。交付にはいくつかの条件がありますので下記を参照のうえ詳しくは担当までお問い合わせください。

【条件など】

- ①町内に自己の居住のために住宅を新築する場合
- ②新築にかかる工事を町内業者にて施工する場合
- ※移転補償に係るものは対象外となります。
- ③奨励金の金額は、50万円です。



(担当：せたな町役場総務課まちづくり推進係 Tel0137-84-5111)

また、せたな町では宅地の分譲も実施しておりますので下記をご覧ください。

川沿・夕陽が丘宅地分譲中!

●分譲地の概要

1. 所在地 【川沿地区】せたな町北檜山区北檜山 131 番地 9 ほか
【夕陽が丘】せたな町瀬棚区本町 900 番地 26 ほか
2. 分譲区画数 【川沿地区】8区画 (302.14 m²~331.95 m²)
【夕陽が丘】8区画 (319.58 m²~495.62 m²)
3. 分譲価格 【川沿地区】1 m²当たり 9,600 円
(上記価格に下水道負担金 300 円/m²は含みません)
【夕陽が丘】1 m²当たり 8,000 円
(上記価格に下水道負担金 90,000 円/戸は含みません)
4. 分譲地の環境 【川沿地区】上下水道、道路、排水路などは整備済み
【夕陽が丘】上下水道、道路、排水路などは整備済み
5. 申込要領等 詳細は下記までお問合せください。

せたな町役場建設水道課管財係 Tel0137-84-5111
瀬棚総合支所産業建設課建設係 Tel0138-87-3311
大成総合支所産業建設課建設係 Tel01398-4-5511